



野原 恵子
議員
(日本共産党
幕別町議員団)



生活保護費の引き下げは、平均6・5%最高10%にもなり96%の世帯が削減されている。特に子育て世代である世帯での削減幅が大きく、子育て支援に逆行している。親の貧困は子どもの貧困につながり、子どもの自立を阻害しかねない。

いま、雇用の崩壊が続いている。全国の労働者の40%近くが非正規という状態が広がり、働きながら生活保護を活用し、生活を維持していかざるをえない状況になっている。また、高齢者の37・8%の世帯が年収200万円未満であり、年金額5万円弱の人が804万人、そのうち女性は615万人を占め高齢者の相当部分が貧困である。

生活保護制度は、生活に困窮した住民が、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障している憲法25条に定められた当然の権利であり、以下同う。

(1) 町の生活保護利用者について。
① 世帯構成、世帯数と人数は。

問 生活保護基準引き下げによる、住民の暮らしへの影響は
答 生活保護基準の改正による影響はないものと認識している

② 3年間の相談件数と、そのうち受給に至った件数。
(2) 生活保護基準引き下げに伴い、影響のある制度数と利用者数、町としての対応は。
(3) 生活保護基準を元に戻すよう国に求めていくこと。

町長 ① 生活保護利用者の世帯構成は、左表のとおりである。

町の生活保護の状況 (平成26年4月現在)

世帯構成	世帯数	人数
高齢世帯(男性が65歳以上、女性が60歳以上の方のみで構成)	117世帯	131人
母子世帯(子が18歳未満で構成)	25世帯	87人
傷病・障害世帯(世帯主が障害年金を受給または障害者手帳を所持している)	57世帯	83人
その他世帯	32世帯	54人
合計	231世帯	355人

② 平成23年度の相談件数とそのうち受給に至った件数は、それぞれ65件と45件であり、同様に24年度

では41件と18件、25年度では66件と26件であり、この3年間の合計では172件の相談に対して89件が受給に至っている。

なお、相談のみで申請まで至らなかった件数は82件であり、その理由については、収入額が保護基準に該当しないことのほか、生命保険の解約、持ち金の充当などにより生計を賄うことになったためである。

(2) 対象者や金額の設定に当たり、生活保護受給者の区分がある制度は常設保育所保育料など14制度、生活保護受給者を対象に減免等を行っている制度は学童保育所保育料など13制度であり、生活保護受給者を対象に助成をしている制度は成年後見制度審判請求費用など6制度にわたっているが、生活保護基準の改正によって、生活保護が廃止となる受給者は現在まで発生しておらず、27年度も、現在の受給者の中で、生活保護の廃止につながる受給者は発生しない見込みである。

なお、これらの制度により費用徴収の軽減や助成を受けている生活保護受給者は平成26年4月1日現在で167人である。
(3) このたびの制度改正は、より国民の消費水準との均衡を図るべく関係法令が整備され、既に昨年の8月から施行されているものと認識しており、生活保護基準を元に戻すよう国に求めることは、適当ではないと考えている。

再質問 生活保護基準を参照している制度の中に就学援助がある。今年度の認定者は、改正前の基準により決定しているので現状どおりとなっているが、来年度はどう対応していくのか。

答 改正前の生活扶助基準で算定し、従前どおり取り扱う。

